

日本臨床化学会関東支部—支部勉強会に関する申し合わせ

1. 勉強会の位置付け

- (1) 支部総会、支部例会時の学術集会とは別に、主に若手の臨床化学者を育成することを目的とした臨床化学に関する勉強会を開催する。
- (2) 勉強会では、臨床化学に関連した基礎的および臨床的な問題について、発表や討論を行う。
- (3) 参加者は、会員、非会員を問わない。
- (4) 年に 2～3 回程度開催する。
- (5) 勉強会の予定は支部長の承認を得て、支部ホームページで案内をする。
- (6) 勉強会終了後は幹事会にその内容を含めて報告する。

2. 勉強会世話人とその役割について

- (1) 支部長は勉強会を実行する世話人を若干名任命する。
- (2) 世話人の互選で代表世話人を選び、支部長はその結果に基づき代表世話人を任命する。
- (3) 世話人は勉強会のテーマを立案し、講師の選定、会場の手配など勉強会の実施に係る業務を行う。

3. 勉強会実施の経費について

- (1) 支部会計から年頭に定額を支給する。